

社会保障・税番号(マイナンバー制度)

○『住民基本台帳カード』は、『個人番号カード』へ

○社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年1月から『個人番号カード』になります。

- ・全国共通仕様の『個人番号カード』への移行に伴い、現在の「住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)」は、廃止されます。廃止に伴い、住基カードの発行は、平成27年12月までとなります。なお、有効期限が平成28年1月以降の「住基カード」は有効期限までご使用できます。
- ・「住基カード」で「署名用電子証明書」(e-Tax等で利用)をご利用されている方は、「署名用電子証明書」の有効期限(証明書発行から3年)をご確認ください。
- ・平成28年1月以降「住基カード」での電子証明書利用は、以下の例をご確認ください。

	住基カード	署名用電子証明書	署名用電子証明書の可否
例1	有効期限内	有効期限内	可
例2	有効期限内	有効期限切れ	否
例3	有効期限切れ	有効期限内	可(※1)
例4	有効期限切れ	有効期限切れ	否

※①住民基本台帳カード「住基カード」のみ使用不可とする処理を行う必要があります。

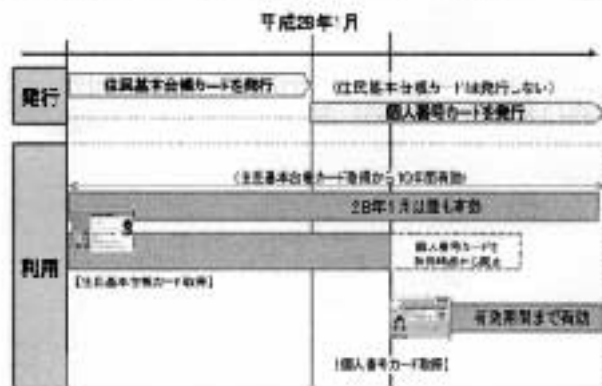
※「住基カード」の署名用電子証明書の有効期限が切れた後、同様のサービスを継続利用したい場合は『個人番号カード』に移行する必要があります。

※「住基カード」から『個人番号カード』に移る場合、「住基カード」からの移行ではなく、新たな「署名用電子証明書」を取得することになります。

※「住基カード」の有効期限が切れた場合、本人確認のための身分証明書としてはご利用できません。

※平成28年1月以降、「住基カード」、「署名用電子証明書」の新規・再発行はできません。

★『住民基本台帳カード』と『個人番号カード』の発行・利用期間イメージ図



○『通知カード』と『個人番号カード』について

○社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、『通知カード』と『個人番号カード』の2種類が取り扱われます。

▽『通知カード』とは？

- ・『通知カード』は、平成27年10月以降、住民票を有するすべての方に、住民登録している住所あてに簡易書留で郵送されます。
- ・『通知カード』は、紙製のカードです。券面には、氏名、住所、生年月日、性別、12桁の個人番号(マイナンバー)が記載されています。
- ・『通知カード』は、顔写真がありませんので、本人確認の際には、別途運転免許証等の顔写真が入った本人確認書類が必要となります。
- ・『通知カード』は、『個人番号カード』の交付時に必要となりますので、紛失しないように大切に保管してください。もし、紛失した場合は、再交付の際に手数料が必要となります。

▽『個人番号カード』とは？

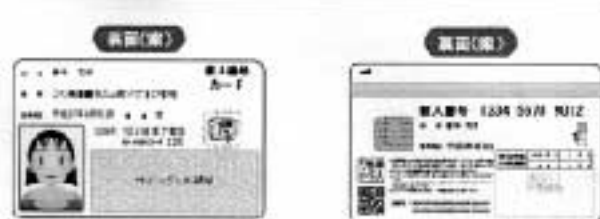
- ・『個人番号カード』とは、ICチップの付いたカードで表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面には個人番号(マイナンバー)等が記載されます。
- ・『個人番号カード』は、本人確認のための身分証明書として利用できます。
- ・『個人番号カード』は、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書(15歳未満の方は除く)の機能も搭載できます。
- ・『個人番号カード』の取得は、任意となります。
- ・『個人番号カード』は、交付後にもし紛失した場合は、再交付の際に手数料が必要となります。

『通知カード』のイメージ図



※『通知カード』が交付された以降、住所が変わるときは住所変更手続きの際に『通知カード』を忘れずに持参してください。

『個人番号カード』のイメージ図



※『個人番号カード』が交付された以降、住所が変わるときは住所変更手続きの際に『個人番号カード』を忘れずに持参してください。